

(参考2)

改正大気汚染防止法に基づき制定された政令・省令

条項	種類	内 容	公布日	施行日
2	政令	「揮発性有機化合物」の範囲から除く「浮遊粒子状物質及びオキシダントの生成の原因とならない物質」(メタン等8種類の物質)	平成17年	平成17年
2	政令	規制対象となる「揮発性有機化合物排出施設」の種類及び規模要件(塗装施設等9種類の施設)	5月27日	6月1日
17の3	省令	「排出基準」の値 (揮発性有機化合物排出施設の排出口から大気中に排出される揮発性有機化合物濃度についての、施設の種類及び規模ごとの許容限度)		
17の4	省令	施設の設置の際の届出事項		
17の4	省令	施設の設置の際の届出書に添付する書類の記載事項		
17の5	省令	既設の施設についての届出事項		
17の6	省令	施設の変更の際の届出事項	平成17年	平成18年
17の11	省令	揮発性有機化合物濃度の測定法(詳細は告示に規定)	6月10日	4月1日
23	省令	緊急時(大気の汚染が急激に著しくなり、人の健康又は生活環境に重大な被害が生ずる事態)において、都道府県知事が揮発性有機化合物排出者に対し必要な措置をとるべきことを命じる方法	(予定)	
26	政令	環境大臣・都道府県知事が、揮発性有機化合物排出施設設置者に対し、施設の状況の報告を求め、又は検査をする場合の対象範囲(報告:排出施設の構造や排出濃度等)(検査:排出施設や関係帳簿等)		
31	政令	都道府県知事の権限に属する事務の一部を行わせる市の範囲(政令指定都市及び中核市とする。)		